

令和7年度 防災情報ネットワーク事業
「南紀用水地区」地震観測装置更新工事

特 別 仕 様 書 (案)

近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考														
第1章 総 則	令和7年度 防災情報ネットワーク事業「南紀用水地区」地震観測装置更新工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書（令和7年5月）（https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
第2章 工事内容																
1. 目的	本工事は、国営造成土地改良施設の島ノ瀬ダムにおける地震観測装置の更新、雨量計の更新及び一の木ダムにおける雨量計の更新を行うものである。															
2. 工事場所	本工事の対象設備の設置場所は次のとおりである。 （1）島ノ瀬ダム管理所 和歌山県日高郡みなべ町大字東神野川字黒松 （2）一の木ダム管理所 奈良県五条市野原町1 2 1 2－1															
3. 工事概要	本工事は、島ノ瀬ダムにおける地震計及び雨量計の更新を行う工事で、その概要は次のとおりである。 <table><tr><td>（1）加速度検知器更新（天端部、監査廊部）</td><td>2 台</td></tr><tr><td>（2）加速度検知器撤去（左岸地山部）</td><td>1 台</td></tr><tr><td>（3）地震観測装置更新（島ノ瀬ダム管理所）</td><td>1 台</td></tr><tr><td>（4）集録処理装置更新（島ノ瀬ダム管理所）</td><td>1 台</td></tr><tr><td>（5）集録処理装置ソフトウェア更新</td><td>1 式</td></tr><tr><td>（6）雨量計更新（島ノ瀬ダム管理所）</td><td>1 台</td></tr><tr><td>（7）雨量計更新（一の木ダム管理所）</td><td>2 台</td></tr></table>	（1）加速度検知器更新（天端部、監査廊部）	2 台	（2）加速度検知器撤去（左岸地山部）	1 台	（3）地震観測装置更新（島ノ瀬ダム管理所）	1 台	（4）集録処理装置更新（島ノ瀬ダム管理所）	1 台	（5）集録処理装置ソフトウェア更新	1 式	（6）雨量計更新（島ノ瀬ダム管理所）	1 台	（7）雨量計更新（一の木ダム管理所）	2 台	
（1）加速度検知器更新（天端部、監査廊部）	2 台															
（2）加速度検知器撤去（左岸地山部）	1 台															
（3）地震観測装置更新（島ノ瀬ダム管理所）	1 台															
（4）集録処理装置更新（島ノ瀬ダム管理所）	1 台															
（5）集録処理装置ソフトウェア更新	1 式															
（6）雨量計更新（島ノ瀬ダム管理所）	1 台															
（7）雨量計更新（一の木ダム管理所）	2 台															
4. 工事数量	別紙工事数量表のほか、第10章設計及び第11章機器仕様にしめすとおりである。															
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、既設機器の撤去、新設機器の据付及び接続調整までの一切とする。															
6. 工期	本工事は受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別紙工期通知書により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている210日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙工期通知書と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結日の翌日から令和8年3月16日（工事完了期限日）まで※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。															

項 目	内 容	備 考
第3章 施工条件 1. 工事期間中の休業日 2. 作業時間の制限 3. 施工しない日 4. その他	と。 工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付等の工事期間には、雨天、休日等11日(月平均)を見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。 現場工事の施工は、平日の8時30分～17時15分までとする。 原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇(8月13日～8月17日)及び年末年始休暇(12月29日～1月3日)。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 各更新装置の据付及び接続において、一時的な機能停止は認めるが、長時間に及ぶ機能停止は認めない。	
第4章 現場条件 1. 既設設備等との受渡し条件 2. 搬入路 3. 第三者に対する措置 4. 関係機関との調整	本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。 (1) 電源接続は、次のとおりとする。 1) 電源は、既設機器と同様に使用する。 (2) 各対象設備からの信号受渡し方法は、第11章機器仕様による。 現場への搬入路は、4t車の進入が可能である。 (1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。 (1) 設備設置及び配線ルート 受注者は現地確認を行い、現地精査による設置位置や配線ルートの変更が必要な場合は、監督職員の協議するものとする。	
第5章 提出図書等 1. 承諾図書 2. 施工図 3. 完成図書	共通仕様書第1章1-1-6に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から10日以内に文書で通知するものとする。 受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。 共通仕様書第1章1-1-26に示す完成図書及び施工図は、正1部 副1部計2部とする。なお、紙媒体への出力は以下による。 ・工事完成図書の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
第6章 仮設 1. 工事用電力	現場工事に使用する電力設備及び電力料金及び本工事更新設備等の接続後の電力料金は発	

項 目	内 容	備 考									
第7章 工事用地等 1. 発注者が確保している用地	注者と協議の上その負担額を決定する。 発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、島ノ瀬ダム管理所の敷地内、一の木ダム管理所敷地内及び夜中雨量局敷地内とするが、使用に当たっては、施設管理者と調整しなければならない。なお、発注者が確保している工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとし、返還する場合には、発注者に報告するものとする。										
第8章 貸与する資料 1. 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 貸与資料 <table border="1"> <tr> <th>番号</th><th>資料名</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>1</td><td>平成28年度国営造成水利施設保全対策指導事業 南紀用水地区島ノ瀬ダム安全性評価業務 完成図書</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>本工事の施工に必要な資料</td><td></td></tr> </table> (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。	番号	資料名	備考	1	平成28年度国営造成水利施設保全対策指導事業 南紀用水地区島ノ瀬ダム安全性評価業務 完成図書		その他	本工事の施工に必要な資料		
番号	資料名	備考									
1	平成28年度国営造成水利施設保全対策指導事業 南紀用水地区島ノ瀬ダム安全性評価業務 完成図書										
その他	本工事の施工に必要な資料										
第9章 試運転調整	本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）及び通信回線使用料金は発注者と協議の上負担額を決定する。										
第10章 設計 1. 一般事項	(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作が簡易なものとする。 (5) 設計、製作、据付等に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。										
2. 設計諸元	(1) 環境条件 機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>機器区分 項目</th><th>屋内機器</th><th>屋外設備</th></tr> <tr> <td>温度</td><td>5～40℃ [10～35℃]</td><td>－10～40℃</td></tr> <tr> <td>相対湿度</td><td>30～80% [40～80%]</td><td>30～95%</td></tr> </table> (注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。 2) 管理所機器における [] の値は、P C等の汎用品を対象とする。	機器区分 項目	屋内機器	屋外設備	温度	5～40℃ [10～35℃]	－10～40℃	相対湿度	30～80% [40～80%]	30～95%	
機器区分 項目	屋内機器	屋外設備									
温度	5～40℃ [10～35℃]	－10～40℃									
相対湿度	30～80% [40～80%]	30～95%									

項 目	内 容	備 考				
3. 停電及び雷害対策	(2) 機器への供給電源 機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。 <table><tr><th>電源方式</th><th>電源仕様</th></tr><tr><td>交流電源方式 (A C)</td><td>①相数・電圧：単相 2 線、100V ±10V ②周波数：60Hz ± 3 Hz</td></tr></table>	電源方式	電源仕様	交流電源方式 (A C)	①相数・電圧：単相 2 線、100V ±10V ②周波数：60Hz ± 3 Hz	
	電源方式	電源仕様				
交流電源方式 (A C)	①相数・電圧：単相 2 線、100V ±10V ②周波数：60Hz ± 3 Hz					
第 11 章 機器仕様	(1) 停電及び雷害対策 停電時の機能保持として、電源は既設予備発電装置からの電源供給によるものとする。また、既設予備発電装置が起動するまでの 40 秒間については、既設無停電電源装置からの給電とする。					
	(1) 一般事項 島ノ瀬ダム管理事務所に設置された地震観測装置に接続し、地震波形の観測を行うものとする。 (2) 機器構成 加速度検知器 本体 2 台（天端部、監査廊部） (3) 機器仕様 1) 設置方式 ・地上設置 2) 検出方式 ・フォースバランスサーボ加速度 3) 信号伝送 ・デジタル伝送 4) 計測性分数 ・3 成分。 5) 測定範囲 ・水平成分 ±4 0 0 0Gal 以上 ・垂直成分 ±3 0 0 0Gal 以上 6) 振動数範囲 ・DC～4 0Hz 程度 7) 防水性 ・2 気圧（IPX 8 相当）以上 8) その他 ・接続材、保護カバーを付属すること。					
1. 加速度検知器 (島ノ瀬ダム)						
2. 地震観測装置 (島ノ瀬ダム管理所)	(1) 一般事項 島ノ瀬ダム管理所の地震観測装置を構成する強震計測装置について、次の機器仕様に示す装置に更新する。 (2) 機器 更新する機器仕様は次のとおりで、強震計測装置とする。 1) 感震器種別 デジタル出力式、 2) 入力部 測定最大加速度 水平：±4,000gal 以上、鉛直：±3,000gal 以上 避雷器 感震器接続ケーブルと電源ケーブル接続部にアレスタを内蔵 接続感震器数 2 台（天端、監査廊） 3) 起動検出方法 接続した感震器での 3 成分の O R、または、水平成分合成加速度が設定されたトリガレベルを超えた場合に起動検出を行う。 4) 時計 時刻精度±5m 秒以内(自動校正時) 時刻校正 手動修正 GPS、JJY 5) 記録 記録媒体 SD カードにデジタル記録 記録周波数範囲 DC～40Hz(-3dB) 記録加速度範囲 ±0.015～4,000gal 全感震器について、リアルタイム演算処理を行い、以下のデータを記録媒体に自動記					

項 目	内 容	備 考
	録する。 観測局情報、起動時刻、震度階、計測震度、各成分最大加速度周期、各成分最大加速度、水平成分合成最大加速度、3成分合成最大加速度、SI 値、加速度/速度応答値 (1)、加速度/速度応答値(2)、応答値種別、気象庁 8 行電文情報 6) 操作 液晶表示部に設置されたタッチキーパネルによる各種設定操作 7) 表示 5 インチ以上 (バックライト付キータッチパネル型液晶表示器) 8) 外部出力 Ethernet × 1 以上ポートデジタル出力・制御ポート RS-232C × 1 以上 ポートデジタル出力・制御ポート USB ポート× 1 以上、接点出力ポート(警報・故障用) GPS チューナー用端子 9) 印刷 記録方式感熱ラインドット方式 記録紙紙幅 58 mm 以上、印字幅 48 mm 以上 10) 電源 AC 100 V ± 10 % 11) その他 GPS アンテナおよび同軸避雷器を付属すること。(既設同軸ケーブル 5D-FB 対応)	
3. 集録処理装置 (島ノ瀬ダム管理所)	(1) 一般事項 LAN に接続された地震観測装置、RS-232C 接続されたデータロガーから得られた地震情報と堤体観測データ及び手入力される圧力計データを入出力中継盤へ転送する。 (2) 機器構成 集録処理装置 本体 1 台 液晶ディスプレイ 1 台 キーボード・マウス 1 式 HUB 1 台 OS Windows 10 IoT Enterprise (3) 機器仕様 1) プロセッサ ・Intel Core i5-10600T 2.4GHz 相当以上 2) メモリ ・容量 8GB 以上 ・増設による拡張が可能なこと。 ・ECC (誤り訂正符号) 型または同様のテクノロジー。 3) 内蔵記憶媒体 ・物理容量が 500GB 以上ある SATA ディスク (7,200rpm 以上) までは SSD を 2 個以上搭載 (実行容量:500GB 以上) していること。 ・増設による拡張が可能なこと。 ・RAID コントローラで RAID 1 構成とすること。 ・ホットプラグに対応し、システムを停止せずにディスクを交換できること。 4) インタフェース ・シリアル RS-232C 規格準拠×2 ポート以上 ・USB 2.0 以上×4 ポート程度 ・Ethernet 1000BASE-T/100BASE-TX×1 ポート以上 ・ディスプレイ DVI-D または DisplayPort 等×1 系統以上 ・デジタル信号 入力(DI)16bit 程度 5) ディスプレイ ・パネル 17 型以上 ・表示色 1677 万色以上 ・解像度 1280×1024 ドット程度 ・インタフェース DVI-D または DisplayPort 等 6) キーボード ・インタフェース USB 接続 ・キー 日本語 7) マウス ・インタフェース USB 接続 ・検出・機能 LED または光学式、ホイール機能 8) HUB	

項 目	内 容	備 考
4. ソフトウェア	・規格 IEEE802.3ab/u/i (1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T) ・ポート RJ-45×5 ポート以上 9) 電源 ・無停電電源装置と接続し、停電時の自動シャットダウンと復電時の自動起動が可能なこと。 ・省電力に配慮した効率的な電源機能であること。 ・単相 2 線、電圧：AC100V±10V、周波数：60Hz 10) 光学ディスクドライブ ・DVD の読み込み及び書き込み可能なこと。 (1) 要件 1) 稼働 OS ・Windows 10 IoT Enterprise 2) ウィルス対策 ・発注者から供給するウィルス対策ソフトを、PC の稼働に支障のないようにインストールするものとする。 ・発注者から供給するウィルス対策ソフトは、トレンドマイクロ社、Windows10 用を想定している。 3) UPS 管理 ・指定した条件でシステムを自動的にシャットダウンできること。 4) 堤体観測ソフトウェア ・既設同等の下記機能を有すること ①メインメニュー 起動・待機画面 ②データロガー制御 インターバル設定・データ集録 ③各信号入出力 ダムコンへ漏水量・間隙水圧・揚圧力データを RS-232C 出力 ④計測管理 各計器情報を含めた観測データ一覧表の表示と印字 ⑤接続設定 各計器情報の設定および表示と印字 ⑥ログファイル作成 観測動作の記録 ⑦入力・修正 観測データの入力と修正 ⑧ファイル削除・読み込み 観測データの削除と読み込み ⑨データ変換 指定期間の観測データをアスキー形式へ変換してファイル出力 ⑩データバックアップ 指定期間の観測データを外部媒体へバックアップ ⑪日時リスト 観測実施日時の表示と印字 ⑫観測記録 1 観測分の自動観測データを工学値で表示と印字 5) 地震観測データ出力ソフトウェア ・既設同等の下記機能を有すること ①地震観測装置制御機能 地震観測装置から地震データを入力 ②地震観測データ出力機能 上位装置へ地震発生時刻、計測震度、最大加速度を出力 6) 自動起動 上記ソフトウェアは、OS 起動後に自動起動し、常時稼働するものとする。 7) ソフトウェアの著作権 ・新規に開発したソフトウェア ソフトウェアの著作権については、受注者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。 ・発注者または受注者が従前から有していたソフトウェア 発注者または受注者が従前から有していたソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者または受注者に帰属する。この場合、受注者は発注者に対し、当該ソフトウェアについて、受注者が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。	
5. 雨量計 (島ノ瀬ダム雨量局) (一の木ダム雨量局) 夜中雨量局)	(1) 一般事項 島ノ瀬ダム雨量局の雨量計を更新するものとする。 (2) 機器仕様 1) 気象庁検定：型式証明取得品 2) 検出方式：転倒ます式 3) 受水口径：200mm 4) 1 回転倒量：1mm	

項 目	内 容	備 考						
	5) 出力信号：パルス接点信号（1mm）、2 接点 6) リートスイッチ：DC100V 0.4A 相当 0.1～0.18 秒相当 7) 精度：±3%以内 8) 融雪ヒーター：有							
第 12 章 据付								
1. 一般事項	(1) 受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議するものとする。 (2) 据付は、共通仕様書第 3 章第 7 節から第 12 節及び第 13 章第 10 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。							
2. 電気通信設備	(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配置する。 (2) 水管理制御設備盤、電気盤及び電気通信設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。 なお、水管理制御設備盤及び電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気通信設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。 また、耐震クラスは日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」に示す S クラス以上とする。 (3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。 (4) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。 また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。 (5) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になる様にしなければならない。							
3. 据付材料	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書第 2 章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 (1) 見本又は資料の提出 下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。 <table><tr><td>据付材料名</td><td>提出資料</td></tr><tr><td>耐震器具等</td><td>カタログ等</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	据付材料名	提出資料	耐震器具等	カタログ等			
据付材料名	提出資料							
耐震器具等	カタログ等							
4. 更新機器の取扱い	(1) 更新にあたり撤去した既設機器については、共通仕様書第 1 章 1－1－22 に基づき、工事発生材報告書と併せて、施工段階確認時に監督職員に引き渡すものとする。 (2) 既設天端部埋込式加速度検知器については撤去せず、配線を切り離した後、端部を保護し、更新後加速度検知器の保護カバー内に収納すること。 (3) 既設左岸地山部加速度検知器は、撤去するものとする。 (4) 加速度検知器の保護カバーについては、天端部の者は、左岸地山部のものを流用し、監査廊部は既設物を流用するものとする。							
5. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。							

項 目	内 容				備 考																
第 13 章 試験及び検査 1. 検 測 又 は 確 認 （ 施 工 段 階 確 認 ）	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																	
		②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																	
		③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																	
		④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																	
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																	
		⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																	
	(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。																				
	1) 施設機械工事等																				
	<table><tr><th>工 種</th><th colspan="2">確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">電気通信設備</td><td>出来形確認</td><td>・加速度検知器、地震観測装置、無停電電源装置、集録処理装置及び雨量計の据付状態、外観状態</td><td>据付時</td><td>－</td><td>施設機械工事等 施工管理基準第2編第9章水管理制御システム 第1節</td></tr><tr><td>品質確認</td><td>・加速度検知器、地震観測装置及び集録処理装置のダム管理所～中央管理所への出力確認試験（webで確認） ・無停電電源装置の単体試験（電源喪失時の動作確認） ・雨量計の出力確認試験</td><td>据付時</td><td>－</td><td>施設機械工事等 施工管理基準第2編第9章水管理制御システム 第2節</td></tr></table>					工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考	電気通信設備	出来形確認	・加速度検知器、地震観測装置、無停電電源装置、集録処理装置及び雨量計の据付状態、外観状態	据付時	－	施設機械工事等 施工管理基準第2編第9章水管理制御システム 第1節	品質確認	・加速度検知器、地震観測装置及び集録処理装置のダム管理所～中央管理所への出力確認試験（webで確認） ・無停電電源装置の単体試験（電源喪失時の動作確認） ・雨量計の出力確認試験	据付時	－
工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考																
電気通信設備	出来形確認	・加速度検知器、地震観測装置、無停電電源装置、集録処理装置及び雨量計の据付状態、外観状態	据付時	－	施設機械工事等 施工管理基準第2編第9章水管理制御システム 第1節																
	品質確認	・加速度検知器、地震観測装置及び集録処理装置のダム管理所～中央管理所への出力確認試験（webで確認） ・無停電電源装置の単体試験（電源喪失時の動作確認） ・雨量計の出力確認試験	据付時	－	施設機械工事等 施工管理基準第2編第9章水管理制御システム 第2節																
(2) 上記（1）の1）の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。																					
第 14 章 施工管理等 1. 主任技術者等の資格 2. 施工管理	主任技術者等の資格は入札公告によるものとする。 施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。																				
第 15 章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであ																				

項 目	内 容	備 考
第 16 章 その他 1. 電子納品 2. 工事付属品 3. 週休 2 日制工事の試行	る。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) その他本仕様書に定めないもの 工事完成図書を、共通仕様書第 1 章 1-1-26 及び第 1 章 1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部 本工事で設置等を行った設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に 1 部を備え付けなければならない。 (1) 本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費 (率分) 及び現場管理費 (率分) を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 週単位の週休 2 日とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 (受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など) は含まない。 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 降降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 「週休 2 日 (4 週 8 休以上) の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 2) 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 2) の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数に	

項 目	内 容	備 考	
第 17 章 定めなき事項	より、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。		
	1) 補正係数		
		週単位の週休 2 日	月単位の週休 2 日
	現場閉所率	1 週間に 2 日以上	28.5%（8 日/28 日）以上
	労務費	1. 02	1. 02
	共通仮設費（率分）	1. 05	1. 04
	現場管理費（率分）	1. 06	1. 05
	2) 補正方法		
	当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。		
	なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記 1）に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。		
	また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。		
	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。		
(2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。			

(別紙)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和7年度

防災情報ネットワーク事業
「南紀用水地区」地震観測装置更新工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 計測設備工				
(1) 計測設備工				
加速度検知器	特別仕様書 第11章の1. による。	台	2	
地震観測装置	特別仕様書 第11章の2. による。	台	1	
集録処理装置	特別仕様書 第11章の3. による。	台	1	
集録処理装置プログラム作成・調整	特別仕様書 第11章の4. による。	式	1	
雨雪量計（ヒータ式）	特別仕様書 第11章の5. による。	台	3	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
輸送費（電気通信設備）	0.042ton, 604km	式	1	
2. 計測設備据付工				
(1) 計測設備工				
加速度検知器更新	天端部 監査廊	台	2	
加速度検知器撤去	左岸地山	台	1	
地震観測装置更新		台	1	
集録処理装置更新		台	1	
地震計設備配線工				
加速度検知器（天端部）建物内配線	天端部 操作室内, ピット配線	式	1	参考数量 30m
加速度検知器（天端部）提体配線	天端部 提体部, 管内配線	式	1	参考数量 100m
加速度検知器配線（監査廊）配線	監査廊 操作室内, ピット配線	式	1	参考数量 30m
加速度検知器配線（監査廊）提体	監査廊 提体部, 管内配線	式	1	参考数量 300m

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3. 水位・雨量テレメータ設備据付工				
(1)雨量計更新工				
雨量計更新		台	3	島ノ瀬ダム 1台 一の木ダム 2台